

## 第13節 支給決定の取消し事務

### 支給決定の取消し

支給決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該支給決定を取り消さなければならない（身障法第17条の8第1項及び第17条の13第1項、知障法第15条の9第1項及び第15条の14第1項、児福法第21条の14第1項）。

なお、支給決定の取消しを行った市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、当該取消しに係る支給決定障害者（障害児の場合は、居宅支給決定保護者）に対し受給者証の返還を求めるものとする（身障法第17条の8第2項及び第17条の13第2項、知障法第15条の9第2項及び第15条の14第2項、児福法第21条の14第2項）。

- 1 支給決定障害者（障害児の場合は、居宅支給決定に係る障害児）が支援を受ける必要がなくなったと認めるとき（身障法第17条の8第1項第1号及び第17条の13第1項第1号、知障法第15条の9第1項第1号及び第15条の14第1項第1号、児福法第21条の14第1項第1号）
- 2 支給決定障害者（障害児の場合は、居宅支給決定保護者）が、支給決定期間内に当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき（身障法第17条の8第1項第2号及び第17条の13第1項第2号、知障法第15条の9第1項第2号及び第15条の14第1項第2号、児福法第21条の14第1項第2号）

### 居住地変更による施設支給決定の取消しの特例（身障法施行令第17条）

身体障害者療護施設に係る施設支給決定身体障害者が、身体障害者療護施設に入所したときは、施設支給決定を行った市町村は、当該施設支給決定身体障害者が、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときであっても、身障法第17条の13第1項の規定にかかわらず、施設支給決定の取消しを行わないものとする。

### 支給決定取消しの通知

市町村は、支給決定の取消しを行った場合、支給決定取消通知書により、当該取消しに係る支給決定障害者（障害児の場合は、居宅支給決定保護者）に対し通知する。

- 1 居宅支給決定取消通知書（様式第13号）

## ( 1 ) 記載事項

- ア 宛先
- イ 居宅受給者証番号
- ウ 支給決定障害者（保護者）氏名
- エ 支給決定取消日
- オ 支給決定に係る児童氏名
- カ 取消理由
- キ 受給者証返還先
- ク 受給者証返還期限

## ( 2 ) 記載方法

- ア 宛先  
当該取消しに係る支給決定障害者（保護者）あてに通知する。  
なお、代理人が申請を行っている場合は、代理人あてに通知する。
- イ 居宅受給者証番号  
当該取消しに係る支給決定障害者（保護者）の居宅受給者証番号を記載する。
- ウ 支給決定障害者（保護者）氏名  
当該取消しに係る支給決定障害者（保護者）の氏名を記載する。
- エ 支給決定取消日  
支給決定取消日は、当該支給決定の効力が消滅する日を記載する。
- オ 支給決定に係る児童氏名  
当該取消しに係る児童氏名を記載する。
- カ 取消理由  
当該支給決定を取消した理由を記載する。
- キ 受給者証返還先  
当該取消しに係る支給決定障害者（保護者）が、受給者証を容易に返還できるよう所管部署の名称、住所、電話番号を明示する。
- ク 受給者証返還期限  
受給者証の返還期限を記載する。  
なお、具体的な返還期限については、各市町村の判断で設定することに

なる。

## 2 施設支給決定取消通知書（様式第13号）

### （1）記載事項

- ア 宛先
- イ 施設受給者証番号
- ウ 支給決定障害者氏名
- エ 支給決定取消日
- オ 取消理由
- カ 受給者証返還先
- キ 受給者証返還期限

### （2）記載方法

- ア 宛先  
当該取消しに係る支給決定障害者あてに通知する。  
なお、代理人が申請を行っている場合は、代理人あてに通知する。
- イ 施設受給者証番号  
当該取消しに係る支給決定障害者の施設受給者証番号を記載する。
- ウ 支給決定障害者氏名  
当該取消しに係る支給決定障害者の氏名を記載する。
- エ 支給決定取消日  
支給決定取消日は、当該支給決定の効力が消滅する日を記載する。
- オ 取消理由  
当該支給決定を取消した理由を記載する。
- カ 受給者証返還先  
当該取消しに係る支給決定障害者が、受給者証を容易に返還できるように  
所管部署の名称、住所、電話番号を明示する。
- キ 受給者証返還期限  
受給者証の返還期限を記載する。  
なお、具体的な返還期限については、各市町村の判断で設定することになる。

## 留意事項

### 1 転出に伴う支給決定取消しの周知

市町村は、受給者証交付時に、支給決定障害者（障害児の場合は、居宅支給決定保護者）に対し、次に掲げる他の市町村の区域に居住地変更する際の注意事項について、十分な説明を行い、周知徹底する必要がある。

- ( 1 ) 支給期間内に居住地を他の市町村の区域に移すと、受給者証は使えなくなり、支援費が支給されない。
- ( 2 ) 居住地を変更しようとする場合は、事前に市町村に、転居に当たっての手続き等について、相談する。
- ( 3 ) 支給期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、受給者証を添えて、旧住所地市町村に届ける。
- ( 4 ) 旧居住地の受給者証でサービス提供を受けた場合、全額利用者の自己負担となる。

### 2 居宅支給決定取消しに係る情報の事業者の把握方法

- ( 1 ) 契約時に、支給決定障害者（保護者）が居住地に変更があった場合、連絡すること等の取り決めを設けておく。
- ( 2 ) サービス提供の際に支給決定障害者（保護者）に対して居住地を確認する。
- ( 3 ) 居住地市町村から支給決定を受け、居宅受給者証の交付を受けているか確認する。

### 3 転出による支給決定取消日の設定

転出日を支給決定取消日とすることができる。